

## 募 集 要 項

### 学期案内

コース	入学期	願書締切	ビザ結果発表
進学2年コース	4月期	前年度10月末	同年度2月末
進学1年9ヶ月コース	7月期	同年度1月末	同年度5月末
進学1年6ヶ月コース	10月期	同年度4月末	同年度8月末
進学1年3ヶ月コース	1月期	同年度7月末	同年度11月末

### 学習時間

午前クラス	09：10～10：40	(20分休憩)	11：00～12：30
午後クラス	13：20～14：50	(20分休憩)	15：10～16：40

### 入学資格

1. 外国籍を有し、出願時点で満18歳に達している者
2. 外国において、日本における12年間の学校教育に相当する教育課程を修了した者
3. 本学での授業に支障のない程度の学習能力を有する者

### 申請の流れ

願書受付	願書の準備は下の<必要資料>リストを参考にしてください。
↓	
資料審査後結果発表	必要な場合、電話又はスカイプで面接を行います。
↓	
在留資格認定書申請	本校で資料を準備し、福岡入国管理局へ申請します。
↓	
ビザ結果発表	上の募集要項を参考してください。
↓	
学費支払	海外送金、国内送金、現金払いが可能です。(クレジットカードでの支払いは不可)
↓	
在留資格認定書の発送	国際EMSで郵送します。
↓	
現地での査証	母国の日本領事館で査証の申請をします。
↓	
入国・入学	入学案内通りに入国してください。

## 必要資料

全ての書類は、発行日より3ヶ月間のみ有効です。

資料名		注意事項
1	入学願書（本校指定様式）	空欄のないよう洩れなく記入すること。
2	留学理由書	簡単な自己紹介、留学のきっかけ、目的、日本語学校を卒業した後の進路など。 *留学理由書は審査結果に影響するので大変重要です。
3	証明写真8枚（3cm×4cm）	直近3ヶ月以内のもの
4	卒業証書の原本（最終学歴）	高校3年生の場合は、卒業見込み証明書と中学校の卒業証書を提出すること。 ●日本語の翻訳文が必要
5	在学（休学）証明書の原本	該当者はその原本を提出すること。 ●日本語の翻訳文が必要
6	成績証明書の原本（最終学歴）	最終学歴の在学中すべての成績が記載されているもの。 ●日本語の翻訳文が必要
7	日本語学習証明書の原本	①現地の日本語学校で150時間以上修了した証明書。尚、証明書には学習期間、学習時間、1日当たりの授業時間等詳しく記載すること。 ②在学中の学生については、修了予定総時間数と、発行日時点での学習時間数も明記すること。 ③JLPT等日本語能力認定書（N5以上）がある学生は「日本語学習証明書」が不要。 ●日本語の翻訳文が必要
8	家族関係証明書	留学申請者と経費支弁者の関係が分かる公的な書類。（戸籍簿、住民票等） ●日本語の翻訳文が必要
9	パスポートの写し	①パスポートを持っている人はその写しを提出すること。 ②過去日本に入国したことがある人は、入国と出国のスタンプがあるページの写しも提出が必要。
10	在職（経歴）証明書の原本	該当者はその原本を提出すること。 ●日本語の翻訳文が必要
11	経費支弁書（学校指定様式）	*空欄のないよう洩れなく記入すること。 ①経費支弁者が直接記入すること。 ②黒のボールペンで記入すること。 ●日本語の翻訳文が必要

12	保証人の在職証明書の原本、又は自営業登録書の写し	①在職証明書は発行機関名、連絡先、住所、職務、担当者名又はサイン、捺印、発行日が記載されているもの。 ②在職証明書に収入状況まで記載されている場合1枚でよい。 ●日本語の翻訳文が必要
13	保証人の年収証明書の原本	①貨幣に指定はないが、日本円で250万円以上相当の金額が残高としてあるもの。 ②中国は3ヶ月以上の定期預金証明にすること。
14	銀行残高証明書の原本	

注：すべての証明書は、発行機関名、連絡先、住所、担当者のサイン、発行日、捺印があるものが有効であり、不足がある場合無効書類となります。

### 注意事項

申請時は以下の内容に注意してください。

1. 本校はアルバイトを目的とする学生は受け入れません。
2. 入学後、特別な理由無しに転校は認めません。
3. すべての新入生はオリエンテーションに参加しなければなりません。
4. 基本的にクラスは学校側のレベルテストの結果によって判定し、学生の個人的意見は受け入れません。
5. 本校は3ヶ月毎に定期試験を行い、その結果によりクラスが変わる可能性があります。(点数が基準に達していない学生は、下のクラスに落ちる可能性があります。)
6. 学校が規定する進学条件を満たした学生に限り途中進学を認めます。(条件：JLPT-N2又はEJU-250点以上取得し、在籍期間の出席が85%以上であるもの)
7. 入学後、学校の授業に支障がない範囲で、在留資格外活動の基準に基づきアルバイトができます。
8. 国民健康保険は義務的に加入するものであり、加入しないまま病気等の問題が生じた場合学校は一切責任を負いません。
9. 学生の個人的理由で退学する場合、学費等は一切返金しません。